

## 東山口信用金庫行動計画(次世代)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

**目標1：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。**

＜対策＞

- 令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況を個別管理表にて管理する。
- 令和6年度～ 効率的な有給休暇の取得のため有給休暇消化率を検証し、社員へ取得を促す。

**目標2：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の看護休暇と時間単位取得を促進する。**

＜対策＞

- 令和6年4月～ 職員への制度利用の周知を図る。
- 令和6年度～ 個別管理表にて管理し、男性社員の積極的な取得を促す。

**目標3：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、育児休業の取得率を男性社員10%以上、女性社員は最低90%以上とし、100%を目指す。**

＜対策＞

- 令和6年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした制度内容の詳細説明。
- 令和6年度～ 育児休業期間中の代替要因の確保や業務内容、業務体制の見直しを検討する。